SP939	無水マレイン酸の含有率が0.05質量%を超えないものであって、その旨を証する書類が添付されているものは、危険物に該当しない。
SP942	規則第17条第3項第1号ロの規定に従い、船積み時における当該危険物の温度、硝酸アンモニウムの濃度並びに可燃性の物質、塩化物及び遊離酸の含有量が危険物明細書に付記され、又はそれを証する書類が危険物明細書に添付されていること。
SP945	「安定化されたもの」とは、魚粉1kg当たり400mg以上1000mg以下のエトキシキン若しくは臭化ヒドロキシトルエン（液体のものに限る。）又は1000mg以上4000mg以下の臭化ヒドロキシトルエン（粉末状のものに限る。）を含むものであって、製造されてから12月を超える期間が経過していないものをいう。
SP946	規則第17条第3項第1号ロの規定に従い、当該危険物が、等級4.2に該当しないことが危険物明細書に付記され、又はその旨を証する書類が危険物明細書に添付されていること。
SP954	圧縮してベール包装されたものを非開放型のコンテナに収納し、又は非開放型の自動車等に積載して運送する場合は、水分含有率が14%未満の乾草類であって、その旨及び可燃性物質の危険性を有しない旨を証する書類が添付されているものは、危険物に該当しない。
SP957	平成15年1月1日前に製造されたリチウム電池にあっては、平成25年12月31日までSP230の(1)の要件を適用しない。
SP958	1　国連番号が3152の場合にあっては、ポリハロゲン化ビフェニル類（ポリ塩化ビフェニル類を除く。）又はポリハロゲン化テルフェニル類を吸収しているものであって、それらの自由液が存在していない布きれ、綿屑、衣類、おが屑等を含む。 2　国連番号が3432の場合にあっては、ポリ塩化ビフェニル類を吸収しているものであって、それらの自由液が存在していない布きれ、綿屑、衣類、おが屑等を含む。
SP959	廃エアゾールは長国際航海以外の場合に運送することができる。ただし、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める場合にはこの限りではない。
SP961	1　自動車渡船に積載される場合又は船舶防火構造規則及び船舶消防設備規則の規定により自走用の燃料を有する自動車を積載することが認められた貨物区域に積載される場合であって、蓄電池、内燃機関、燃料電池、圧縮ガスシリンダー若しくは蓄圧器又は燃料タンクからの漏えいがない自動車又は装置は、危険物に該当しない。 2　次に掲げる要件のいずれかを満たすものは、危険物に該当しない。 (1)　引火性液体類を燃料とするものは、燃料タンクが空であって、かつ、取り付けられた蓄電池は短絡を防止するための措置が講じられていること。 (2)　引火性高圧ガスを燃料とするものは、燃料タンク内の圧力が2bar以下であって、かつ、取り付けられた蓄電池は短絡を防止するための措置が講じられていること。 (3)　蓄電池又はナトリウム電池を動力源とするものは、電池の短絡を防止するための措置が講じられていること。
SP963	1　ボタン形ニッケル水素電池、装置に組み込まれたニッケル水素電池又は装置と共に包装されたニッケル水素電池は危険物に該当しない。 2　適当な容器及び包装に確実に収納され、かつ、短絡を防止するための措置が講じられているニッケル水素電池であって、貨物輸送ユニットに収納される総質量が100kg未満ものは危険物に該当しない。
SP964	砕けにくいプリル状又は顆粒状状で運送され、かつ、危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅲ部34.4.1節の酸化性物質（固体のもの）の試験により、酸化性がないと判定されたものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認めたものは危険物に該当しない。

別表第8の3アルキルトルエン（アルキル基の炭素数が18以上のもの及びその混合物に限る。）の項の次に次のように加える。

| | | |